

働くあなたと市内中小企業を元気に 緊急雇用報奨金「おしごと未来応援金」を支給

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で増加する失業者と人材不足に悩む事業者のマッチングを図るため、2020年度に実施の「緊急雇用報奨金」制度を拡充した「おしごと未来応援金」制度を4月1日（木）から新設します。

雇用を一定期間継続したなどの条件を満たした場合に、事業者および労働者それぞれに報奨金を支給することで、さらなる雇用の継続や職住近接につなげます。

おしごと未来応援金の概要

	事業者向け	労働者向け
対象	4月1日（木）～7月31日（土）に求職者を採用した事業者	4月1日（木）～7月31日（土）に事業者に採用された求職者
主な条件	①市内中小事業者（みなし大企業除く） ②公共職業安定所に求人を出し、市内在住者を採用 ③採用した日から6か月継続して雇用 ④雇用保険適用事業所であり、対象労働者が雇用保険の被保険者であること	①公共職業安定所に求人を出した市内中小事業者から採用 ②市内事業所で勤務 ③申請時点で市内在住 ④採用された日から6か月継続して雇用（雇用保険の被保険者のみ対象）
正規社員支給額	雇用1名につき10万円を支給 （1事業者につき最大100万円）	5万円を支給（1回限り）
	正規社員の要件 ①雇用の定めのない者であること ②一週間の所定労働時間が30時間以上の者であること ③健康保険、厚生年金保険法の被保険者となった届け出を行い、確認を受けた者	
非正規社員支給額	雇用1名につき5万円を支給 （1事業者につき最大50万円）	2万円を支給（1回限り）
	非正規社員の要件 ①雇用期間の定めのない者、または雇用期間の定めのある者にあっては契約更新の可能性がある雇用期間として採用されたこと ②1週間の所定労働時間が20時間以上の者であること	